



栃木県公報

平成30年
3月30日(金)
号外
第20号

目次

規則

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第十一号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程(昭和二十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 略</p> <p>二 経営管理部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員厚生課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管財課</td> <td>管理担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>三 略</p> <p>四 環境森林部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		職員厚生課	略	略		管財課	管理担当	略		課・室名	班・担当名	略		<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 略</p> <p>二 経営管理部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員総務課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管財課</td> <td>管理担当、庁舎整備担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>三 略</p> <p>四 環境森林部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		職員総務課	略	略		管財課	管理担当、庁舎整備担当	略		課・室名	班・担当名	略	
課・室名	班・担当名																																
略																																	
職員厚生課	略																																
略																																	
管財課	管理担当																																
略																																	
課・室名	班・担当名																																
略																																	
課・室名	班・担当名																																
略																																	
職員総務課	略																																
略																																	
管財課	管理担当、庁舎整備担当																																
略																																	
課・室名	班・担当名																																
略																																	

自 然 環 境 課	自然公園担当、自然保護担当、野生鳥獣対策班
廃棄物対策課	略
林業木材産業課	きのこ振興担当、生産力強化担当、循環型林業担当、木材産業担当
森林整備課	保安林・林地開発担当、技術調整担当、森づくり担当

自 然 環 境 課	自然公園担当、自然保護担当、野生鳥獣担当
廃棄物対策課	略
馬頭処分場整備室	施設整備担当、事業推進担当
林業木材振興課	きのこ振興担当、生産力強化担当、低コスト林業推進担当、木材産業担当
森林整備課	保安林・林地開発担当、技術調整担当、森づくり推進班

五 保健福祉部

課・室名	班・担当名
保健福祉課	企画調整担当、地域保健担当、地域福祉担当、生活保護担当、検査指導担当、県立病院担当
略	
障害福祉課	企画推進担当、社会参加促進担当、全国障害者スポーツ大会準備担当、福祉サービス事業担当、精神保健福祉担当
略	

五 保健福祉部

課・室名	班・担当名
保健福祉課	企画調整担当、地域保健担当、地域福祉担当、生活保護担当、検査指導担当
略	
障害福祉課	企画推進担当、社会参加促進担当、福祉サービス事業担当、精神保健福祉担当
略	

六 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	
労働政策課	労働経済・福祉担当、雇用対策担当、ジョブポート担当、産業人材育成担当

六 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	
労働政策課	労働経済・福祉担当、雇用対策担当、ジョブポート担当、職業能力開発担当

七 農政部

課・室名	班・担当名
------	-------

七 農政部

課・室名	班・担当名
------	-------

略	農 村 振 興 課 総務企画担当、農村・中山間地域担当、水産資源担当、農村環境担当、技術調整担当
略	略
経 営 技 術 課	普及情報担当、担い手育成担当、環境保全型農業担当、技術指導班
生 産 振 興 課	いちご野菜担当、果樹花き担当、農産担当、水田農業改革班
略	略

八 県土整備部

課 ・ 室 名	班 ・ 担 当 名
略	略
河 川 課	事業管理担当、企画治水担当、水政管理担当、県土防災対策班
略	略

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

課 名	室 名
総 合 政 策 課	略
略	略
廃 棄 物 対 策 課	県営処分場整備室
略	略
経 営 支 援 課	略

略	農 村 振 興 課 総務企画担当、都市農村交流担当、中山間地域担当、環境対策担当、技術調整担当
略	略
経 営 技 術 課	普及情報担当、経営体育成担当、環境保全型農業担当、技術指導班
生 産 振 興 課	いちご野菜担当、果樹花き担当、水産担当、水田農業改革班
略	略

八 県土整備部

課 ・ 室 名	班 ・ 担 当 名
略	略
河 川 課	事業管理担当、企画治水担当、水政管理担当、防災担当
略	略

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

課 名	室 名
総 合 政 策 課	略
職 員 総 務 課	総務事務室
略	略
保 健 福 祉 課	病院経営管理室
略	略
経 営 支 援 課	略
労 働 政 策 課	技能五輪・アビリンピック推進室

略

(分掌事務)

第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課・市町村課 略

地域振興課

一〇十一 略

十二〇十九 略

国体準備室 略

経営管理部

財政課 略

人事課

一〇十一 略

十二 栃木県総務事務センターに関する事

行政改革推進室

一〇十一 略

十二 公益法人等及び公益信託に係る事務の総括に関する事

職員厚生課

一〇六 略

文書学事課

一〇十五 略

十六〇二十二 略

管財課・情報システム課 略

県民生活部 略

環境森林部

環境森林政策課

一〇六 略

七〇十四 略

地球温暖化対策課・環境保全課 略

自然環境課

一〇十 略

十一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に関する事

十二 略

廃棄物対策課

一〇十二 略

略

(分掌事務)

第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課・市町村課 略

地域振興課

一〇十一 略

十二 宇都宮市街地開発組合に関する事

十三〇二十 略

国体準備室 略

経営管理部

財政課 略

人事課

一〇十一 略

行政改革推進室

一〇十一 略

職員総務課

一〇六 略

七 給与の支給事務に関する事

八 職員に係る総務事務の集中処理に関する事

九 総合庶務事務システムに関する事

文書学事課

一〇十五 略

十六 公益法人等及び公益信託に係る事務の総括に関する事

十七〇二十三 略

管財課・情報システム課 略

県民生活部 略

環境森林部

環境森林政策課

一〇六 略

七 森林計画に関する事

八〇十五 略

地球温暖化対策課・環境保全課 略

自然環境課

一〇十 略

十一 略

十二 里山林の保全及び整備に関する事

廃棄物対策課

一〇十二 略

十三 県営最終処分場の整備に関する事。

林業木材産業課

一 造林、保育及び作業道に関する事。

二 略

森林整備課

一・二 略

三 国土調査法に基づく地籍調査（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行うものに限る。）に関する事。

四 略

九 治山及び林道に関する事。

十 森林計画に関する事。

十一 略

二十 里山林の保全及び整備に関する事。

保健福祉部

保健福祉課

一 略

二十七 略

二十八 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに関する事（障害福祉課の所掌するものを除く。）。

医療政策課 健康増進課 略

障害福祉課

一 略

二十一 栃木県障害者総合相談所に関する事。

二十二 略

二十三 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに関する事（障害児入所施設、児童発達支援センター及び障害者支援施設に係るものに限る。）。

二十四 略

二十五 障害者スポーツの振興に関する事。

二十六 第二十二回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事。

二十七 略

子ども政策課

一 略

二十二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の施行に関する事。

二十三 略

生活衛生課

一 略

七 住宅宿泊事業法の施行に関する事。

八 略

馬頭処分場整備室

一 馬頭最終処分場の整備に関する事。

林業木材産業課

一 林道及び作業道に関する事。

二 略

森林整備課

一・二 略

三 略

八 治山に関する事。

九 造林及び保育に関する事。

十 略

保健福祉部

保健福祉課

一 略

二十七 とちぎリハビリテーションセンターに関する事（地方公営企業法の適用を受けるものに限る。）。

二十八 略

医療政策課 健康増進課 略

障害福祉課

一 略

二十一 略

二十二 とちぎリハビリテーションセンターに関する事（医療政策課の所掌するものを除く。）。

二十三 略

二十四 略

子ども政策課

一 略

二十二 略

生活衛生課

一 略

七 略

業務課・国保医療課 略

産業労働観光部

産業政策課

一〇 略

十一 地域経済牽引事業の促進による地域の成長
発展の基盤強化に関する法律の施行に
関すること。

十二〜十七 略

工業振興課 略

経営支援課

一〇 略

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する
法律の施行に関する事(中小企業流通業務総
合効率化事業に係るものに限る。)

九〜二十一 略

国際課・観光交流課 略

労働政策課

一〇 二十五 略

農政部

農政課

一〇 十七 略

十八 農地法 の施行に関する
こと。

十九・二十 略

農村振興課

一〇 三 略

四 国土調査法に基づく地籍調査(森林組合、生
産森林組合又は森林組合連合会が行うものを除
く)に関する事。

五〜七 略

八 農村地域への産業の導入の促進等に関する法
律の施行に関する事。

九〜十四 略

十五 水産業の振興に関する事。

十六 持続的養殖生産確保法の施行に関する事
と。

十七 内水面漁業の振興に関する法律の施行に
関すること。

十八 小型船舶のトン数の測度に関する事。

十九 内水面漁場管理委員会に関する事。

二十 栃木県水産試験場に関する事。

二十一 栃木県なかがわ水遊園に関する事。

二十二〜三十七 略

経済流通課

一〇 三 略

四 日本政策金融公庫資金(農林水産事業)の統
轄事項に関する事。

業務課・国保医療課 略

産業労働観光部

産業政策課

一〇 略

十一 企業立地の促進等による地域における産業
集積の形成及び活性化に関する法律の施行に
関すること。

十二〜十七 略

工業振興課 略

経営支援課

一〇 略

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する
法律の施行に関する事(中小企業共同流通業
務総合効率化事業に係るものに限る。)

九〜二十一 略

国際課・観光交流課 略

労働政策課

一〇 二十五 略

二十六 第五十五回青年技能者技能競技大会及び
第三十七回全国障害者技能競技大会の開催に
関すること。

農政部

農政課

一〇 十七 略

十八 農地法(第四章を除く)の施行に関する
こと。

十九・二十 略

農村振興課

一〇 三 略

四 国土調査法に基づく地籍調査
に関する事。

五〜七 略

八 農村地域工業等導入促進法
の施行に関する事。

九〜十四 略

十五 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止
に関する事。

十六〜三十一 略

経済流通課

一〇 三 略

四 日本政策金融公庫資金 の統
轄事項に関する事。

五〇八 略

九 農産物のブランド価値の向上に関する事
 十〇一三 略
 経営技術課
 一 農業経営基盤強化促進法(第二章第二節及び第三節、第三章第三節並びに第四章を除く。)の施行に関する事。

二〇一三 略

十四 農作業の安全に関する事。
 十五 鳥獣による農業の被害の防止に関する事。
 十六〇二〇 略
 生産振興課
 一〇三 略
 四 稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する事。
 五〇十 略
 十一 農業経営基盤強化促進法(第二章第二節及び第三節、第三章第三節並びに第四章に限る。)の施行に関する事。
 十二 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事。

十三 略
 畜産振興課・農地整備課 略
 県土整備部
 監理課
 一 略
 二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に関する事。
 三〇七 略
 八 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行に関する事。
 九〇一三 略
 技術管理課
 一〇十 略
 十一〇一六 略
 交通政策課〇道路保全課 略
 河川課
 一〇九 略
 十 部内の防災及び危機管理に係る連絡調整に関

五〇八 略

九 農産物のブランド化の推進に関する事。
 十〇一三 略
 経営技術課
 一 農業経営基盤強化促進法
 の施行に関する事。
 二 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事。
 三 農地法(第四章に限る。)の施行に関する事。
 四〇一五 略
 十六 農業機械化の促進に関する事。
 十七〇二一 略
 生産振興課
 一〇三 略
 四 主要農作物種子法の施行に関する事。
 五〇十 略
 十一 水産業の振興に関する事。
 十二 持続的養殖生産確保法の施行に関する事。
 十三 内水面漁業の振興に関する法律の施行に関する事。
 十四 小型船舶のトン数の測度に関する事。
 十五 内水面漁場管理委員会に関する事。
 十六 栃木県水産試験場に関する事。
 十七 略
 十八 栃木県なかがわ水遊園に関する事。
 畜産振興課・農地整備課 略
 県土整備部
 監理課
 一 略
 二〇六 略
 七〇一 略
 技術管理課
 一〇十 略
 十一 県土整備部震災対策に関する事。
 十二〇一七 略
 交通政策課〇道路保全課 略
 河川課
 一〇九 略

すること。

十一 略

砂防水資源課、総合スポーツセンター整備室

略

会計局 略

2・3 略

(県税事務所)

第十九条 栃木県行政機関設置条例第二条第一項の

規定により設置された県税事務所のうち、栃木県宇都宮県税事務所、管理部、課税部、収税部及び特別整理担当を置き、管理部に管理課及び法人調査課を、課税部に不動産取得税課、法人課税課及び個人課税課を、収税部に収税第一課、収税第二課、収税第三課、収税第四課及び収納管理課を置く。

2 栃木県宇都宮県税事務所の各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

管理課

- 一 公印の保管に関する事。
- 二 職員の服務に関する事。
- 三 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- 四 予算、決算及び会計に関する事。
- 五 県有財産の維持管理に関する事。
- 六 証券及び物品の出納保管並びに受託証券の再委託に関する事。
- 七 所内の取締りに関する事。
- 八 各部課担当の連絡調整に関する事。
- 九 災害対策基本法施行令第三十三条の規定による災害時における緊急輸送車両の確認に関する事。
- 十 前各号に掲げるもののほか、他部課担当の主管に属しない事務に関する事。

法人調査課

- 一 法人の事業税に係る課税標準の調査（地方税法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人及び同法第七十二条の四十一第一項に規定する法人（連結申告法人及び同法第七十二条の二十四の適用を受ける法人を除く。）に係る調査に限る。）に関する事。

課税部

不動産取得税課

- 一 不動産取得税及び固定資産税（以下この条において「不動産取得税等」という。）に係る徴収金の賦課に関する事。
- 二 不動産取得税等に係る課税標準の調査に関する事。
- 三 不動産取得税等に係る納税管理に関する事。

十 略

砂防水資源課、総合スポーツセンター整備室

略

会計局 略

2・3 略

(県税事務所)

第十九条 栃木県行政機関設置条例第二条第一項の

規定により設置された県税事務所に、管理課、課税課及び収税課並びに地方税協働徴収担当（栃木県宇都宮県税事務所、栃木県栃木県税事務所及び栃木県矢板県税事務所に限る。）及び軽油引取税調査担当（栃木県栃木県税事務所に限る。）を置く。

2 各課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- 一 公印の保管に関する事。
- 二 職員の服務に関する事。
- 三 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- 四 予算、決算及び会計に関する事。
- 五 県有財産の維持管理に関する事。
- 六 証券及び物品の出納保管並びに受託証券の再委託に関する事。
- 七 所内の取締りに関する事。
- 八 納税奨励に関する事。
- 九 収入報告に関する事。
- 十 県税に係る徴収金の収納管理に関する事。
- 十一 県税に係る徴収金の所内収納に関する事。
- 十二 県税に係る徴収金の督促状の発付に関する事。
- 十三 県税に係る徴収金に関する還付金等の還付又は充当に関する事。
- 十四 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第十五条の規定による徴収猶予を除く。）に関する事。
- 十五 納税証明に関する事。
- 十六 納税貯蓄組合及び口座振替納税に関する事。
- 十七 各課の連絡調整に関する事。
- 十八 災害対策基本法施行令第三十三条の規定による災害時における緊急輸送車両の確認に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、他課担当の主管に属しない事務に関する事。

課税課

- 一 法人の県民税、利子等に係る県民税（栃木県宇都宮県税事務所に限る。）特定配当等に係る県民税（栃木県宇都宮県税事務所に限る。）

- 四 不動産取得税等に係る犯則の取締りに関すること。
- 法人課税課
- 一 法人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び法人の事業税（以下この条において「法人県民税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 二 法人県民税等に係る課税標準の調査に関すること（法人調査課の所掌する事務を除く。）。
- 三 法人県民税等に係る納税管理人に関すること。
- 四 法人県民税等に係る犯則の取締りに関すること。
- 五 地方消費税に関すること。
- 六 税理士法第五十条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可に関すること。
- 個人課税課
- 一 個人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税及び狩猟税（以下この条において「個人事業税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 二 個人事業税等に係る課税標準の調査に関すること。
- 三 個人事業税等に係る納税管理人に関すること。
- 四 個人事業税等に係る犯則の取締りに関すること。
- 五 ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関すること。
- 六 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の交付に関すること。
- 収税部
- 収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課
- 一 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- 二 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第十五条の規定による徴収猶予に限る。）に関すること。
- 三 県税に係る徴収金の換価の猶予及び滞納処分の停止に関すること。
- 四 県税に係る徴収金の引継ぎ及び引受け並びに嘱託及び受託に関すること。
- 五 県税に係る徴収金の不納欠損処分に関すること。
- 六 延滞金の減免に関すること。
- 七 個人住民税の徴収の促進に関すること（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。
- 八 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町

- る。）特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（栃木県宇都宮県税事務所に限る。）事業税、不動産取得税、県たばこ税（栃木県宇都宮県税事務所に限る。）ゴルフ場利用税、鉱区税（栃木県宇都宮県税事務所に限る。）固定資産税及び狩猟税（以下この条において「法人県民税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 二 法人県民税等の課税標準の調査に関すること。
- 三 法人県民税等に係る納税管理人に関すること。
- 四 ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関すること。
- 五 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関すること（栃木県栃木県税事務所を除く。）。
- 六 法人県民税等の犯則の取締りに関すること。
- 七 地方消費税に関すること（宇都宮県税事務所に限る。）。
- 八 税理士法第五十条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可に関すること。
- 収税課
- 一 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- 二 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第十五条の規定による徴収猶予に限る。）に関すること。
- 三 県税に係る徴収金の換価の猶予及び滞納処分の停止に関すること。
- 四 県税に係る徴収金の引継ぎ及び引受け並びに嘱託及び受託に関すること。
- 五 県税に係る徴収金の不納欠損処分に関すること。
- 六 延滞金の減免に関すること。
- 七 個人県民税に関すること（地方税協働徴収担当の所掌する事務を除く。）。
- 地方税協働徴収担当
- 一 個人住民税の徴収の促進に関すること。
- 二 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関すること。
- 三 特別滞納事案に係る徴収及び滞納処分に関すること。
- 四 特別滞納事案に係る徴収猶予（地方税法第十五条の規定による徴収猶予に限る。）に関すること。
- 五 特別滞納事案に係る換価の猶予及び滞納処分の停止に関すること。
- 六 特別滞納事案に係る延滞金の免除に関すること。

村への支援に関すること（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。

九 前二号に掲げるもののほか、個人住民税に関すること（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。

収納管理課

一 県税に係る徴収金の収納管理に関すること。

二 県税に係る徴収金の所内収納に関すること。

三 県税に係る徴収金の督促状の発付に関すること。

四 県税に係る徴収金に関する還付金等の還付又は充当に関すること。

五 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第十五条の規定による徴収猶予を除く。）に関すること。

六 納税証明に関すること。

七 納税貯蓄組合及び口座振替納税に関すること。

八 納税奨励に関すること。

九 収入報告に関すること。

特別整理担当

一 個人住民税の徴収の促進に関すること（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に係るものに限る。）。

二 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関すること（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に係るものに限る。）。

三 前二号に掲げるもののほか、個人住民税に関すること（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に係るものに限る。）。

四 特別滞納事案に係る徴収及び滞納処分に関すること。

五 特別滞納事案に係る徴収猶予（地方税法第十五条の規定による徴収猶予に限る。）に関すること。

六 特別滞納事案に係る換価の猶予及び滞納処分の停止に関すること。

七 特別滞納事案に係る延滞金の減免に関すること。

八 特別滞納事案に係る犯則の取締りに関すること。

3 栃木県行政機関設置条例第二条第一項の規定により設置された県税事務所のうち、栃木県鹿沼県税事務所、栃木県真岡県税事務所、栃木県栃木県税事務所、栃木県矢板県税事務所、栃木県大田原県税事務所及び栃木県安足県税事務所（以下この条において「鹿沼県税事務所等」という。）に、管理課、課税課及び収税課並びに軽油引取税調査担当（栃木県栃木県税事務所に限る。）を置く。

4 鹿沼県税事務所等の各課担当の分掌事務は、次

七 特別滞納事案に係る犯則の取締りに関すること。

軽油引取税調査担当

一 軽油引取税に係る徴収金の賦課に関すること。

二 軽油引取税の課税標準の調査に関すること。

三 軽油引取税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関すること。

四 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関すること。

五 軽油引取税に係る製造等の承認に関すること。

六 軽油引取税の犯則の取締りに関すること。

のとおりとする。

管理課

一 第二項の表管理部の部管理課の項に掲げる事務

課税課

一 第二項の表管理部の部法人調査課の項に掲げる事務

二 第二項の表課税部の部不動産取得税課の項に掲げる事務

三 第二項の表課税部の部法人課税課の項第一号から第四号までに掲げる事務（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係るものを除く。）及び同項第六号に掲げる事務

四 第二項の表課税部の部個人課税課の項第一号から第四号までに掲げる事務（県たばこ税及び鉦区税に係るものを除く。）及び同項第五号に掲げる事務並びに同項第六号に掲げる事務（栃木県栃木県税事務所を除く。）

収税課

一 第二項の表収税部の部収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課の項に掲げる事務

二 第二項の表収税部の部収納管理課の項に掲げる事務

三 収入証紙の売りさばきに関する事（栃木県鹿沼県税事務所及び栃木県真岡県税事務所に限る。）

軽油引取税調査担当

一 軽油引取税に係る徴収金の賦課に関する事

二 軽油引取税に係る課税標準の調査に関する事

三 軽油引取税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関する事

四 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関する事

五 軽油引取税に係る製造等の承認に関する事

六 軽油引取税に係る犯則の取締りに関する事

（環境森林事務所）

第十九条の三 略

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境部

環境企画課

一 略

二 略

（環境森林事務所）

第十九条の三 略

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境部

環境企画課

一 略

二 循環型社会形成の推進に関する事

三 略

三 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
（普及啓発に関するものに限る。）。

四・五 略

六 野生鳥獣対策の推進に関する事。

七 十六 略

環境対策課

一 六 略

七 循環型社会形成の推進に関する事。

八 十四 略

森林部

林業経営課

一 九 略

十 造林、保育及び作業道に関する事。

十一 略

森づくり課

一 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
（針広混交林化及び里山林の保全に関するもの
に限る。）。

二 七 略

八 国土調査法に基づく地籍調査（森林組合、生
産森林組合又は森林組合連合会が行うものに
限る。）に関する事。

九 略

（環境管理事務所）

第十九条の四 栃木県行政機関設置条例第四条の規
定により設置された環境管理事務所環境対策課
を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策課

一 三 略

四 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
（普及啓発に関するものに限る。）。

五 二十二 略

（森林管理事務所）

第十九条の五 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 略

二 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
（普及啓発に関するものに限る。）。

三・四 略

五 野生鳥獣対策の推進に関する事。

六 略

七 保安林に関する事。

八 林地開発行為に関する事。

九 十五 略

林業経営課

一 九 略

四 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
（交付金及び広報に関するものに限る。）。

五・六 略

七 十六 略

環境対策課

一 六 略

七 十三 略

森林部

林業経営課

一 九 略

十 作業道に関する事。

十一 略

森づくり課

一 造林及び保育に関する事。

二 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
（奥山林の整備に関するもの
に限る。）。

三 八 略

九 略

（環境管理事務所）

第十九条の四 栃木県行政機関設置条例第四条の規
定により設置された環境管理事務所環境対策課
を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策課

一 三 略

四 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
（広報に関するものに限る。）。

五 二十二 略

（森林管理事務所）

第十九条の五 略

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 略

二 とちぎの元気な森づくり県民税に関する事
（交付金及び広報に関するものに限る。）。

三・四 略

五 略

六 自然公園の保護及び利用に関する事。

七 十三 略

林業経営課

一 九 略

- 十 造林、保育及び作業道に関すること。
- 十一 略
森づくり課
- 一 とちぎの元気な森づくり県民税に関すること
(針広混交林化及び里山林の保全に関するものに限る。)
- 二 自然公園の保護及び利用に関すること。
- 三・四 略
- 五・六 略
- 七 国土調査法に基づく地籍調査(森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行うものに限る。)に関すること。
- 八 略

(保健所)

第二十条の三 略

- 2 略
- 3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
健康支援課・健康対策課 略
生活衛生課
- 一 三 略
- 四 住宅宿泊事業法の施行に関すること。
- 五 十二 略
試験検査課 略
- 4・5 略

(児童相談所)

第二十一条 略

- 2 栃木県中央児童相談所に、企画管理課、相談調査課、虐待対応課、判定指導課及び一時保護課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。
企画管理課 略
相談調査課
- 一 児童福祉法第十一条第一項に規定する市町村に対する援助等に関すること(虐待対応課の所掌するものを除く。)
- 二 児童に関する各般の問題につき、相談に応ずること(虐待対応課の所掌するものを除く。)
- 三 児童及び家庭についての必要な調査及び指導に関すること(虐待対応課の所掌するものを除く。)
- 四・五 略
- 六 児童福祉法第二十六条の措置に関すること(虐待対応課の所掌するものを除く。)
- 七 児童福祉法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十七条の二の措置に関すること(虐待対応課の所掌するものを除く。)

- 十 作業道に関すること。
- 十一 略
森づくり課
- 一 造林及び保育に関すること。
- 二 とちぎの元気な森づくり県民税に関すること
(奥山林の整備に関するものに限る。)
- 三 保安林に関すること。
- 四・五 略
- 六 林地開発行為に関すること。
- 七・八 略
- 九 略

(保健所)

第二十条の三 略

- 2 略
- 3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
健康支援課・健康対策課 略
生活衛生課
- 一 三 略
- 四 十一 略
試験検査課 略
- 4・5 略

(児童相談所)

第二十一条 略

- 2 栃木県中央児童相談所に、企画管理課、相談調査課、判定指導課及び一時保護課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。
企画管理課 略
相談調査課
- 一 児童福祉法第十一条第一項に規定する市町村に対する援助等に関すること
- 二 児童に関する各般の問題につき、相談に応ずること
- 三 児童及び家庭についての必要な調査及び指導に関すること
- 四・五 略
- 六 児童福祉法第二十六条の措置に関すること
- 七 児童福祉法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十七条の二の措置に関すること

八 児童福祉法第三十三條の六の規定による委託等に関する事(虐待対応課の所掌するものを除く。)

九 関係機関との連絡調整に関する事(虐待対応課の所掌するものを除く。)

十 略

十一 児童ケースレコード等の整理保存に関する事(虐待対応課の所掌するものを除く。)

十二 資料及び統計に関する事(虐待対応課の所掌するものを除く。)

一 児童福祉法第十一條第一項に規定する市町村に対する援助等に関する事(児童虐待に係るものに限る。)

二 児童に関する各般の問題につき、相談に応ずる事(児童虐待に係るものに限る。)

三 児童及び家庭についての必要な調査及び指導に関する事(児童虐待に係るものに限る。)

四 児童福祉法第二十六條の措置に関する事(児童虐待に係るものに限る。)

五 児童福祉法第二十七條第一項及び第二項並びに第二十七條の二の措置に関する事(児童虐待に係るものに限る。)

六 児童福祉法第三十三條の六の規定による委託等に関する事(児童虐待に係るものに限る。)

七 児童虐待の防止等に関する法律に規定する通告又は送致を受けた場合の措置に関する事。

八 児童虐待の防止等に関する法律第十一條第三項の規定による勧告に関する事。

九 児童虐待の防止等に関する法律第十二條の規定による面会又は通信の制限に関する事。

十 関係機関との連絡調整に関する事(児童虐待に係るものに限る。)

十一 児童ケースレコード等の整理保存に関する事(児童虐待に係るものに限る。)

十二 資料及び統計に関する事(児童虐待に係るものに限る。)

判定指導課・一時保護課 略

3・4 略

(農業振興事務所)

第二十五條 略

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

八 児童福祉法第三十三條の六の規定による委託等に関する事。

九 児童虐待の防止等に関する法律に規定する通告又は送致を受けた場合の措置に関する事。

十 児童虐待の防止等に関する法律第十一條第三項の規定による勧告に関する事。

十一 児童虐待の防止等に関する法律第十二條の規定による面会又は通信の制限に関する事。

十二 関係機関との連絡調整に関する事。

十三 略

十四 児童ケースレコード等の整理保存に関する事。

十五 資料及び統計に関する事。

判定指導課・一時保護課 略

3・4 略

(農業振興事務所)

第二十五條 略

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管理
 部及び農村整備部の事務を企画振興部（企画調
 整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定め
 る。）において、園芸課が分課されている農業振
 興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課
 又は野菜課（各課の分掌事務は、所長が別に定め
 る。）において、農畜産課が分課されている農業
 振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又
 は畜産課（各課の分掌事務は、所長が別に定め
 る。）において、調査保全課が置かれていない農
 業振興事務所（栃木県安足農業振興事務所を除
 く。）にあつては調査保全課の事務を整備課にお
 いて、それぞれ分掌するものとする。

管理部 略

企画振興部

企画振興課

一〇七 略

八〇十一 略

十二 農業経営基盤強化促進対策に関すること
 （担い手育成に関するものを除く。）。

十三〇十六 略

十七〇十九 略

経営普及部

園芸課 略

農畜産課

一〇三 略

四 農作業の安全 に関すること。

経営指導担当

一〇三 略

四 農業経営基盤強化促進対策に関すること（担
 い手育成に関するものに限る。）。

五〇八 略

九 鳥獣による農業の被害の防止に関すること。

農村整備部

調査保全課

一〇十一 略

十二 国土調査法に基づく地籍調査（森林組合、
 生産森林組合又は森林組合連合会が行うものを
 除く。）に関すること。

整備課・管理指導担当 略

三〇六 略

（土木事務所）

第三十三条 栃木県行政機関設置条例第十八条の規
 定により設置された土木事務所に、管理部、企画
 調査部、用地部、整備部、保全部（栃木県安足土
 木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二

ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管
 理部及び農村整備部の事務を企画振興部（企画調
 整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定め
 る。）において、園芸課が分課されている農業振
 興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課
 又は野菜課（各課の分掌事務は、所長が別に定め
 る。）において、農畜産課が分課されている農業
 振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又
 は畜産課（各課の分掌事務は、所長が別に定め
 る。）において、調査保全課が置かれていない農
 業振興事務所（栃木県安足農業振興事務所を除
 く。）にあつては調査保全課の事務を整備課にお
 いて、それぞれ分掌するものとする。

管理部 略

企画振興部

企画振興課

一〇七 略

八 農産物等の規格化及び品質表示の適正化に関
 すること。

九〇十二 略

十三 農業経営基盤強化促進対策に関すること
 （経営体育成に関するものを除く。）。

十四〇十七 略

十八 鳥獣による農林水産業等の被害の防止に関
 すること。

十九〇二十一 略

経営普及部

園芸課 略

農畜産課

一〇三 略

四 農業機械化の促進に関すること。

経営指導担当

一〇三 略

四 農業経営基盤強化促進対策に関すること（経
 営体育成に関するものに限る。）。

五〇八 略

九 鳥獣による農業の被害の防止に関すること。

農村整備部

調査保全課

一〇十一 略

十二 国土調査法に基づく地籍調査
 に関すること。

整備課・管理指導担当 略

三〇六 略

（土木事務所）

第三十三条 栃木県行政機関設置条例第十八条の規
 定により設置された土木事務所に、管理部、企画
 調査部、用地部、整備部、保全部（栃木県安足土
 木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二

部)、ダム管理部(栃木県矢板土木事務所に限る。)及び建築指導担当(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を置き、管理部に総務課及び管理課(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を栃木県宇都宮土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課及び保全第二課を、栃木県日光土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を置く。

2・3 略

(地方機関)

第三十四条 栃木県部設置条例に定める各部及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部 課 室		機 関
総合政策部	略	略
経営管理部	人 事 課	栃木県総務事務センター
略		
保健福祉部	略	略
	障害福祉課	栃木県障害者総合相談所
	略	略
略		

(栃木県東京事務所)

第三十五条 栃木県東京事務所は、中央官庁等との

部)、ダム管理部(栃木県矢板土木事務所に限る。)及び建築指導担当(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を置き、管理部に総務課及び管理課(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を栃木県宇都宮土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課及び保全第二課を、栃木県日光土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を置く。

2・3 略

(地方機関)

第三十四条 栃木県部設置条例に定める各部及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部 課 室		機 関
総合政策部	略	略
略		
保健福祉部	略	略
	障害福祉課	とちぎりハビリターションセンター
	略	略
略		

(栃木県東京事務所)

第三十五条 栃木県東京事務所は、次の事務を処理

連絡調整、県内産業の振興及び企業誘致等の業務を行う。

2 略

3 栃木県東京事務所に、企画調整担当及び事業推進室を置く。

4 各室担当の分掌事務は、次のとおりとする。

企画調整担当

- 一 中央官庁その他関係方面との連絡調整に関すること。
 - 二 県行政上必要な資料及び情報の収集に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に命ずる事務に関すること。
- 事業推進室
- 一 企業誘致に関すること。
 - 二 観光誘客に関すること。
 - 三 県産品及び農産物等の販路拡大に関すること。
 - 四 青果物の市場動向等の情報の収集及び提供に関すること。

5 栃木県東京事務所の事業推進室に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
栃木県東京事務所事業推進室大阪分室	大阪府大阪市

6 分室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 関西圏等における企業誘致に関すること。
- 二 関西圏等における観光誘客に関すること。
- 三 関西圏等における県産品及び農産物等の販路拡大に関すること。
- 四 関西圏等における関係方面との連絡調整に関すること。

(栃木県総務事務センター)

する。

- 一 中央官庁その他関係方面との連絡調整に関すること。
- 二 県行政上必要な資料及び情報の収集に関すること。
- 三 企業誘致に関すること。
- 四 観光誘客に関すること。
- 五 県産品及び農産物等の販路拡大に関すること。
- 六 とちぎ暮らしに関すること。
- 七 青果物の市場動向等の情報の収集及び提供に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、知事が特に命ずる事務に関すること。

2 略

第三十六条 栃木県総務事務センターは、次の業務を行う。

- 一 給与の支給事務に関する事。
- 二 職員に係る総務事務の集中処理に関する事。
- 三 総合庶務事務システムに関する事。
- 2 栃木県総務事務センターは、宇都宮市に置く。
- 3 栃木県総務事務センターに、管理・システム担当、給与支給担当及び旅費・報酬担当を置く。
- 4 各担当の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 管理・システム担当
 - 一 公印の保管に関する事。
 - 二 職員の服務に関する事。
 - 三 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
 - 四 予算、決算及び会計事務に関する事。
 - 五 物品の出納保管に関する事。
 - 六 総合庶務事務システムに関する事。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、他担当の主管に属しない事務に関する事。
 - 給与支給担当
 - 一 給与の支給事務に関する事。
 - 旅費・報酬担当
 - 一 旅費の支給事務に関する事。
 - 二 報酬等の支給事務に関する事。

第三十七条 削除

(栃木県保健環境センター)

第四十一条 略

2・3 略

- 4 各部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 総務部 微生物部 略
 - 食品薬品部
 - 一 食品衛生に係る調査研究及び試験検査に関する事。
 - 二 医薬品等に係る調査研究及び試験検査に関する事。
 - 三 家庭用品に係る試験検査に関する事。
 - 四 略
- 化学部 大気環境部 略

(栃木県障害者総合相談所)

第五十条 栃木県障害者総合相談所は、身体障害者、知的障害者等の相談に応じ、必要な判定等を行う。

- 2 栃木県障害者総合相談所は、宇都宮市に置く。
- 3 栃木県障害者総合相談所に、業務企画課、相談支援課及び発達・高次脳機能障害支援課を置く。
- 4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

第三十六条及び第三十七条 削除

(栃木県保健環境センター)

第四十一条 略

2・3 略

- 4 各部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 総務部 微生物部 略
 - 食品薬品部
 - 一 食品衛生に係る調査研究 試験検査に関する事。
 - 二 食品及び家庭用品の 試験検査に関する事。
 - 三 薬品及び衛生材料の試験検査に関する事。
 - 四 略
- 化学部 大気環境部 略

(とちぎリハビリテーションセンター)

第五十条 とちぎリハビリテーションセンターは、身体障害者、知的障害者等の相談に応じ、必要な判定を行うとともに、リハビリテーションを必要とする者に対する診療を行い、肢体不自由児、知的障害児及び肢体不自由者を入所又は通所させ、医学的措置と指導、訓練等を行う。

- 2 とちぎリハビリテーションセンターは、宇都宮

- 業務企画課
- 一 公印の保管に関する事。
 - 二 職員の服務に関する事。
 - 三 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
 - 四 文献、図書その他の資料の収集及び保管に関する事。
 - 五 栃木県障害者総合相談所の運営に関する企画及び連絡調整に関する事。
 - 六 予算、決算及び会計事務に関する事。
 - 七 物品の出納保管に関する事。
 - 八 障害者の相談支援の企画に関する事。
 - 九 障害保健福祉に係る調査、研究及び研修に関する事。
 - 十 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付に関する事。
 - 十一 療育手帳の交付に関する事。
 - 十二 身体障害者福祉法指定医に関する事。
 - 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援医療（育成医療及び精神通院医療を除く。）に関する事。
 - 十四 前各号に掲げるもののほか、他課に属しない事務に関する事。
- 相談支援課
- 一 身体障害者更生相談所の業務に関する事。
 - 二 知的障害者更生相談所の業務に関する事。
 - 三 地域における障害者の相談支援体制の整備に関する事。
 - 四 地域リハビリテーション関係機関及び施設に対する支援に関する事。
- 発達・高次脳機能障害支援課
- 一 発達障害者の支援に関する事。
 - 二 高次脳機能障害者の支援に関する事。

- 3 市に置く。
 - とちぎリハビリテーションセンターに管理部、相談支援部、施設部及び医療局を置き、管理部の下に総務企画課、財務課及び医事栄養課を、相談支援部の下に業務企画課、相談支援課及び発達・高次脳機能障害支援課を、施設部の下に通園療育課、入所療育課及び自立支援課を置き、通園療育課の下に相談検査科及び通園育成科を、入所療育課の下に児童育成科及び療育訓練科を置き、医療局の下に診療部、リハビリテーション部及び看護部を置き、診療部の下に医務科、薬剤科、検査科及び放射線科を、リハビリテーション部の下に理学療法科、作業療法科及び言語療法・臨床心理科を置く。
 - 4 各局部課科の分掌事務は、次のとおりとする。
- 管理部
- 総務企画課
- 一 公印の保管に関する事。
 - 二 職員の服務に関する事。
 - 三 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
 - 四 文献、図書その他の資料の収集及び保管に関する事。
 - 五 とちぎリハビリテーションセンターの運営に関する企画及び連絡調整に関する事。
 - 六 電子計算組織の管理運用に関する事。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、相談支援部、施設部、医療局及び他課に属しない事務に関する事。
- 財務課
- 一 一般会計の予算、決算及び会計事務に関する事。
 - 二 病院事業会計の予算、決算及び会計事務に関する事。
 - 三 施設及び設備の維持管理に関する事。
 - 四 物品の出納保管に関する事。
- 医事栄養課
- 一 診療手続及び入退院に関する事。
 - 二 診療報酬の請求、その他診療に係る費用の徴収に関する事。
 - 三 診療録の整理及び保存に関する事。
 - 四 医療社会事業に関する事。
 - 五 医事統計及び報告に関する事。
 - 六 栄養指導に関する事。
 - 七 給食に関する事。
- 相談支援部
- 業務企画課
- 一 障害者の相談支援の企画に関する事。
 - 二 障害保健福祉に係る調査、研究及び研修に関する事。

- 三 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付に関する事。
 - 四 療育手帳の交付に関する事。
 - 五 身体障害者福祉法指定医に関する事。
 - 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援医療（育成医療及び精神通院医療を除く。）に関する事。
- 相談支援課
- 一 身体障害者更生相談所の業務に関する事。
 - 二 知的障害者更生相談所の業務に関する事。
 - 三 地域における障害者の相談支援体制の整備に関する事。
 - 四 地域リハビリテーション関係機関及び施設に対する支援に関する事。
- 発達・高次脳機能障害支援課
- 一 発達障害者の支援に関する事。
 - 二 高次脳機能障害者の支援に関する事。
- 施設部
- 通園療育課
- 相談検査科
- 一 障害児の相談検査及び医療・訓練に関する事。
 - 二 地域の療育施設の支援に関する事。
- 通園育成科
- 一 通園児の保育及び指導に関する事。
- 入所療育課
- 児童育成科
- 一 入所児の保育及び指導に関する事。
- 療育訓練科
- 一 入所児の療育及び訓練に関する事。
- 自立支援課
- 一 利用者の訓練及び支援に関する事。
- 医療局
- 診療部
- 医務科
- 一 外来及び入院患者等の診療に関する事。
- 薬剤科
- 一 薬品の管理、製剤、調剤及び投薬に関する事。
- 検査科
- 一 臨床検査に関する事。
- 放射線科
- 一 放射線等に関する事。
- リハビリテーション部
- 理学療法科
- 一 理学療法に関する事。
- 作業療法科
- 一 作業療法に関する事。
- 言語療法・臨床心理科

(栃木県産業技術センター)

第六十条 略

2・3 略

4 各部の分掌事務は次のとおりとする。

管理部・技術交流部 略

機械電子技術部

- 一 機械、金属及び電子についての試験研究、指導、分析、試作等に関すること。
- 二 機械、金属及び電子に係る産業技術についての講習及び研修並びに技術者の養成に関すること。
- 三 機械、金属及び電子に係る産業技術についての情報の収集及び提供に関すること。

四 その他機械、金属及び電子に係る産業技術及び製品の改良発達を図るために必要な事項に関すること。

材料技術部

- 一 化学、繊維及び木工についての試験研究、指導、分析、試作等に関すること。
- 二 化学、繊維及び木工に係る産業技術についての講習及び研修並びに技術者の養成に関すること。
- 三 化学、繊維及び木工に係る産業技術についての情報の収集及び提供に関すること。

四 その他化学、繊維及び木工に係る産業技術及び製品の改良発達を図るために必要な事項に関すること。

食品技術部 略

5・6 略

(支所長、分室長、技術支援センター長、校長、研究所長及び農場長)

第九十一条の二 出先機関に置かれた支所に支所長、分室に分室長、技術支援センターに技術支援センター長、産業技術専門校(県北産業技術専門校等に限る。)に校長、研究所(栃木県農業試験場いちご研究所に限る。)に研究所長、農場に農場長を置く。

2 支所長、分室長、技術支援センター長、校長(前項に規定する産業技術専門校に置かれた校長に限る。)、研究所長(前項に規定する研究所に置かれた研究所長に限る。))又は農場長は、上司の命を受け、その支所、分室、技術支援センター、産業技術専門校、研究所又は農場に属する職員の担任する事務を監督するとともに、支所、分室、技術支援センター、産業技術専門校、研究

一 言語療法に関すること。

二 臨床心理に関すること。

看護部

一 患者の看護及び診療補助に関すること。

(栃木県産業技術センター)

第六十条 略

2・3 略

4 各部の分掌事務は次のとおりとする。

管理部・技術交流部 略

機械電子技術部

- 一 機械及び電子についての試験研究、指導、分析、試作等に関すること。
- 二 機械及び電子に係る産業技術についての講習及び研修並びに技術者の養成に関すること。
- 三 機械及び電子に係る産業技術についての情報の収集及び提供に関すること。

四 その他機械及び電子に係る産業技術及び製品の改良発達を図るために必要な事項に関すること。

材料技術部

- 一 化学、金属、繊維及び木工についての試験研究、指導、分析、試作等に関すること。
- 二 化学、金属、繊維及び木工に係る産業技術についての講習及び研修並びに技術者の養成に関すること。
- 三 化学、金属、繊維及び木工に係る産業技術についての情報の収集及び提供に関すること。

四 その他化学、金属、繊維及び木工に係る産業技術及び製品の改良発達を図るために必要な事項に関すること。

食品技術部 略

5・6 略

(支所長、技術支援センター長、校長、研究所長及び農場長)

第九十一条の二 出先機関に置かれた支所に支所長、技術支援センターに技術支援センター長、産業技術専門校(県北産業技術専門校等に限る。)に校長、研究所(栃木県農業試験場いちご研究所に限る。)に研究所長、農場に農場長を置く。

2 支所長、技術支援センター長、校長(前項に規定する産業技術専門校に置かれた校長に限る。)、研究所長(前項に規定する研究所に置かれた研究所長に限る。))又は農場長は、上司の命を受け、その支所、技術支援センター、産業技術専門校、研究所又は農場に属する職員の担任する事務を監督するとともに、支所、技術支援センター、産業技術専門校、研究

所又は農場の分掌事務を処理する。

(局長、研究所長、部長、課長、室長等)

第九十一条の三 略

2 局長、研究所長(前条第二項に規定する研究所長を除く。)、部長、課長、室長、班長、研究室長又は科長は、上司の命を受け、その局、研究所、部、課、室、班、研究室又は科に属する職員の担任する事務を監督するとともに、局、研究所、部、課、室、班、研究室又は科の分掌事務を処理する。

(所長等の代理)

第九十二条 病院長、副所長、副院長、副校長、副館長、次長、総括所長補佐又は教頭(次項において「病院長等」という。)は、所長、場長、園長、院長、校長又は館長(次項において「所長等」という。)に事故があるときは、その職務を代理する。

2 略

(附属機関)

第九十三条 地方自治法第百三十八条の四第三項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部課室		附属機関
略		
経営管理部	人事課	略
	行政改革推進室	栃木県公益認定等審議会
	職員厚生課	略
	文書学事課	栃木県私立学校審議会

所又は農場の分掌事務を処理する。

(局長、研究所長、部長、課長、室長等)

第九十一条の三 略

2 局長(とちぎりハビリティーションセンターに置かれた医療局長に限る。第九十二条第一項において同じ。)は、所長を補佐し、その局に属する職員の担任する事務を監督するとともに、上司の命を受け、局の分掌事務を処理する。

3 局長(前項に規定する局長を除く。)、研究所長(前条第二項に規定する研究所長を除く。)、部長、課長、室長、班長、研究室長又は科長は、上司の命を受け、その局、研究所、部、課、室、班、研究室又は科に属する職員の担任する事務を監督するとともに、局、研究所、部、課、室、班、研究室又は科の分掌事務を処理する。

(所長等の代理)

第九十二条 病院長、局長、副所長、副院長、副校長、副館長、次長、総括所長補佐又は教頭(次項において「病院長等」という。)は、所長、場長、園長、院長、校長又は館長(次項において「所長等」という。)に事故があるときは、その職務を代理する。

2 略

(附属機関)

第九十三条 地方自治法第百三十八条の四第三項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部課		附属機関
略		
経営管理部	人事課	略
	職員総務課	略
	文書学事課	栃木県私立学校審議会
		栃木県公益認定等審議会

	建築課	略
略		略

附 則

- 1 略
- 2 栃木県東京事務所事業推進室大阪分室の位置は、当分の間、第三十五条第五項の規定にかかわらず、東京都千代田区とする。
- 3 6 略

	建築課	略
	住宅課	栃木県宅地建物取引業審議会
略		略

附 則

- 1 略
- 2 5 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(職員住宅管理規則の一部改正)

- 2 職員住宅管理規則(昭和四十一年栃木県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員住宅整理台帳) 第二十二條 職員厚生課長は、様式第六号の職員住宅整理台帳を備え、利用料その他の状況を明らかにしておかなければならない。	(職員住宅整理台帳) 第二十二條 職員総務課長は、様式第六号の職員住宅整理台帳を備え、利用料その他の状況を明らかにしておかなければならない。

(栃木県公務災害補償審査会規則の一部改正)

- 3 栃木県公務災害補償審査会規則(昭和四十三年栃木県規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第六條 審査会の庶務は、経営管理部職員厚生課において処理する。	(庶務) 第六條 審査会の庶務は、経営管理部職員総務課において処理する。

(栃木県公務災害補償認定委員会規則の一部改正)

- 4 栃木県公務災害補償認定委員会規則(昭和四十三年栃木県規則第二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第六條 審査会の庶務は、経営管理部職員厚生課において処理する。	(庶務) 第六條 委員会の庶務は、経営管理部職員総務課において処理する。

(< 罫 線)